

4 温室効果ガス排出量の算出方法

庁内における二酸化炭素の排出量

■ 二酸化炭素排出量の算定式

- ① 燃料の使用に伴う排出量 = 燃料ごとの使用量 × 燃料ごとの排出係数
 - ② 他人から供給された電気の使用に伴う排出量 = 電気使用量 × 排出係数
- ※ 二酸化炭素排出量は①と②の合計値

■ 二酸化炭素の排出係数

	排出区分	使用量の単位	排出係数 [kg-CO ₂ /使用量単位]
燃料の種類	ガソリン	L	2.32
	灯油	L	2.49
	軽油	L	2.62
	A重油	L	2.71
	液化石油ガス(LPG)	m ³	6.22
	都市ガス	m ³	2.08
他人から供給された電気の使用 (一般電気事業者)		kWh	0.555

参考) 地球温暖化の推進に関する法律施行令に基づく排出係数一覧表(環境省)

庁内におけるメタン及び一酸化二窒素の排出量

■ メタン排出量の算定式

- ① 自動車の走行に伴う排出量 = 自動車ごとの走行量 × 自動車ごとの排出係数
 - ② 下水処理に伴う排出量 = 下水処理量 × 排出係数
- ※ メタン排出量は①と②の合計値

■ 一酸化二窒素排出量の算定式

自動車の走行に伴う排出量 = 自動車ごとの走行量 × 自動車ごとの排出係数

■ 自動車の走行に伴うメタン及び一酸化二窒素の排出係数

排出区分 (自動車の種類)	走行量の単位	排出係数	
		メタン [kg-CH ₄ /km]	一酸化二窒素 [kg-N ₂ O/km]
ガソリン	普通・小型乗用車	km	0.00001
	軽自動車	km	0.00001
	普通貨物車	km	0.000035
LPG	小型貨物車	km	0.000015
	軽貨物車	km	0.000011
	特殊用途車	km	0.000035
軽油	普通・小型乗用車	km	0.0000020
	普通貨物車	km	0.000015
	小型貨物車	km	0.0000076
	特殊用途車	km	0.000013

参考) 地球温暖化の推進に関する法律施行令に基づく排出係数一覧表(環境省)

■ 下水処理に伴うメタンの排出係数

排出区分	処理量の単位	排出係数 [kg-CH ₄ /m ³]
下水処理量	m ³	0.00088

参考) 地球温暖化の推進に関する法律施行令に基づく排出係数一覧表(環境省)

■ 庁内における温室効果ガス総排出量

■ 温室効果ガス総排出量の算定式

$$\begin{aligned} \text{温室効果ガス総排出量} &= \sum (\text{温室効果ガスごとの排出量} \times \text{温室効果ガスごとの温暖化係数}) \\ &= (\text{CO}_2 \text{排出量} \times 1) + (\text{CH}_4 \text{排出量} \times 21) + (\text{N}_2\text{O} \text{排出量} \times 310) \end{aligned}$$

※ 温室効果ガスはその種類によって地球温暖化に対する効果やその持続時間が異なり、同一重量で比較すると、メタンは二酸化炭素の約 21 倍、一酸化二窒素は約 310 倍の影響があります。このため、総排出量を算定する場合は、温室効果ガスごとに地球温暖化係数を乗じて、同程度の効果を及ぼす二酸化炭素の量に換算した値（単位は kg-CO₂）を用います。

■ 地球温暖化係数一覧

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	21
一酸化二窒素	310

印西市における二酸化炭素の排出量

■ 温室効果ガス総排出量の算定式

① 電気の使用に伴う排出量 = 電気使用量 × 排出係数

印西市における電力使用量は、千葉県全体の電力使用量を人口に応じて按分することで推計しています。

ただし、平成 16 年度以前については、東京電力株式会社よりデータ提供を受けています。

② 可燃ごみの焼却に伴う排出量 = 可燃ごみの焼却量 × 排出係数

印西市における可燃ごみの焼却量には、家庭系ごみと事業系ごみの合計値を使用しています。

③ 都市ガスの使用に伴う排出量 = 都市ガス使用量 × 排出係数

印西市における都市ガス使用量は、東京ガス株式会社よりデータ提供を受けています。

ただし、平成 10 年度以前については、平成 11 年度から平成 13 年度の変化率に基づき、都市ガス使用世帯数と一世帯当りの都市ガス使用量を推計し、これらを乗じて市内全体の使用量を算出しています。

なお、プロパンガスの使用に伴う排出量は含んでいません。

④ 自動車の走行に伴う排出量 = 燃料消費量 × 排出係数

印西市における自動車の走行に伴う燃料消費量は、以下の手順により推計しています。

1. 市内の自動車保有台数を燃料種別に分ける

振分前	振分後	備 考
貨物自動車 普通車	貨物車 普通車(軽油)	—
貨物自動車 被けん引		
貨物自動車 小型車	貨物車 小型車(ガソリン) 貨物車 小型車(軽油)	国内の自動車保有台数割合により配分
乗用車 普通車	乗用車 普通車(ガソリン)	—
乗用車 小型車	乗用車 小型車(ガソリン) 乗用車 小型車(軽油)	国内の自動車保有台数割合により配分
軽自動車 四輪乗用車	乗用車 軽自動車(ガソリン)	—
軽自動車 四輪貨物車	貨物車 軽自動車(ガソリン)	—
特殊用途車及び特殊車		
乗合自動車	バス(軽油)	—

2. 燃料種別自動車保有台数に平均的な年間走行距離を乗じて総走行距離を算定する

平均的な年間走行距離は、地球温暖化防止対策ハンドブック 4（交通編）より引用した「燃料種別走行台キロ」を同「燃料種別保有台数」で除して算出しています。

ただし、「燃料種別走行台キロ」及び「燃料種別保有台数」は平成 2 年・12 年・22 年の値のみ公表されているため、それぞれの間の年度については年数按分により算定しています。

3. 前述 2 に燃料種別基準燃費（1990 年基準燃費）を乗じて燃料消費量を算定する

種別	乗用車				貨物車				バス 軽油
	軽自動車 ガソリン	小型車 ガソリン	小型車 軽油	普通車 ガソリン	軽自動車 ガソリン	小型車 ガソリン	小型車 軽油	普通車 軽油	
基準燃費 [km/L]	20	10	14	7	18	10	13	3	3

■ 二酸化炭素の排出係数

排出区分		使用量の単位	排出係数 [kg-CO ₂ /使用量単位]
電気使用量		kWh	0.555
可燃ごみ焼却量		t	2,680
都市ガス使用量		m ³	20.8
燃料の種類	ガソリン	L	2.32
	軽油	L	2.62

市民一人当たりにおける二酸化炭素の排出量

市民一人当たりの二酸化炭素排出量は、前述の通りに算定した印西市における二酸化炭素排出量を人口で除して算定しています。

5 用語解説

五十音	用語	内 容
あ 行	アイドリングストップ (掲載ページ : P.31)	大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が平成8年から開始した運動で、必要以上の暖機運転をしない、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み卸しの間など不要と考えられる場合には自動車のアイドリングを止める、などが挙げられる。
	悪臭 (掲載ページ : P.31)	誰からも嫌われるにおいのこと。主として不快感などの感覚的影響を中心であり、生活環境に影響を及ぼすものとして、「環境基本法」に基づいて典型7公害の一つに指定され、「悪臭防止法」に基づき規制が行われている。
	一般環境大気測定局 (掲載ページ : P.30)	大気の汚染状況を常時監視するため設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における状況を把握するため設置されたもの。
	印西市環境基本計画 (掲載ページ : P.1)	印西市環境基本条例に基づき、“大切な自然と安心できる暮らしをみんなで守り、育てるまち いんざい” の目標に向かっての施策の方向性を示し、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的とする。
	印西市環境基本条例 (掲載ページ : P.1)	環境の保全について、基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする条例。(平成11年3月公布)
	印西市耕作放棄地再生利用実施計画 (掲載ページ : P.21)	農地が耕作放棄地となる要因等を調査し、市内の比較的まとまりのある農地を7エリアに分けグループ化した上で、特徴を整理し再生利用計画を検討し、農地の有効利用を図る。
	印西市ごみ減量計画 (掲載ページ : P.40)	平成22年度を目標年次とするごみの減量化・資源化についての数値目標と行動指針をまとめたもの(平成14年1月策定)。平成14年度から発生・排出抑制、資源化・再使用化のための諸施策を実施している。 資源循環型社会の構築をめざして、今後の市におけるごみ対策のあり方について、基本的・具体的な方針として策定し、ごみの減量化・再資源化に取り組むものとしている。平成17年度に年度別目標推計見直しの実施。
	印西市府内エコプラン (掲載ページ : P.1)	市の事務・事業の中で環境保全に関して配慮すべき具体的な事項を定め、行動していくとともに、「印西市環境基本計画」を推進・実践していくためのもの。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画」としても位置づけ、地球温暖化対策を推進していく。
	印西市農産物ブランド化戦略 (掲載ページ : P.21)	全国的に農産物のブランド化に向けた取組みが活発化しており、印西市でも今後のブランド化が可能な有望作物を抽出し、生産から販売までの戦略を立案。
	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例 (掲載ページ : P.43)	きれいなまちづくりを推進し、清潔で快適な生活環境を確保することを目的として、公共の場所での歩行喫煙や重点区域内での喫煙、ポイ捨て、飼い犬等のふんの放置を規制する条例。(平成20年1月15日施行)

用語	内 容
あ 行	エコマーク商品 (掲載ページ : P.58) 環境庁（現環境省）の指導のもとに、(財)日本環境協会が認定する「環境保全に役立つ商品」「環境の汚染が少ない商品」または「環境が改善される商品」に付けられるマークで、平成元年2月にスタートした。エコマークには、「みどりをまもる」「水をきれいに」など、その製品にどのような効果があるのかがマークの下段に表示されている。
	オゾン層 (掲載ページ : P.9) 地上から10~50km上空の成層圏にあるオゾン密度の高い層で、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収している。 フロン類など一部の化学物質が成層圏で分解すると塩素や臭素が発生し、これらが触媒となってオゾン層を破壊することが分かっている。
	温室効果ガス (掲載ページ : P.38) 太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。「京都議定書」では、CO ₂ （二酸化炭素）、CH ₄ （メタン）、N ₂ O（一酸化二窒素）、HFCs（ハイドロフルオロカーボン）、PFCs（パーフルオロカーボン）、SF ₆ （六フッ化硫黄）の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
か 行	外来生物 (掲載ページ : P.9) もともとその地域に生育・生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から移入してきた生物のこと。ただし、海流にのって移動してくる魚類や植物の種子、渡り鳥などは外来生物に当たらない。
	ガシャモク (掲載ページ : P.23) ヒルムシロ科の沈水植物。かつては手賀沼に生育していたが、水質汚濁が進んだため、現在ではその姿を見ることができなくなった。 環境省のレッドデーターブックでは、絶滅危惧IA類に指定されている。
	合併処理浄化槽 (掲載ページ : P.5) し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。
	環境学習 (掲載ページ : P.8) 環境教育とは、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、家庭、地域などのさまざまな場において、環境に配慮した生活や行動を行える人々を育てることをいう。自主的な環境学習とともに、生涯学習として展開されることが必要である。
	環境基準 (掲載ページ : P.5) 「環境基本法」により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である。
	環境行動指針 (掲載ページ : P.44) 「印西市環境基本計画」を推進していくために、市民が日常生活や事業活動において、環境保全等に関して積極的な行動を起こす手がかりとなる指針として「印西市環境行動指針」を作成し、市内全域に配布している。
	木下街道膝栗毛 (掲載ページ : P.28) 江戸時代の旅装束姿の案内人らと、江戸と木下河岸を結ぶ木下街道に点在する文化財を訪ねて巡り歩きながら、市の歴史・自然を楽しみながら学ぼうというもので、木下街道膝栗毛評定委員会が実施する。
	気候変動に関する政府間パネル（IPCC） (掲載ページ : P.9) 地球温暖化への適応策や緩和策について、政府レベルで検討を行う場として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

用語	内 容
か 行	協働 (掲載ページ:P.2) 市の長期総合計画における協働の趣旨を踏まえ、同じ目的のために各主体が役割を分担して協力すること。
	京都議定書 (掲載ページ:P.38) 1997年12月、「地球温暖化防止京都会議」において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。2005年2月には京都議定書が発効され、我が国においては、2008~2012年の間に、温室効果ガスを1990年と比較し、6%削減することが義務付けられている。
	クリーン印西推進運動 (掲載ページ:P.7) 市では、毎月第1月曜日を「クリーン印西推進デー」としており、ごみの散乱防止・散乱空き缶等の清掃を目的とした「クリーン印西推進運動」を市内一斉に実施している。市民・事業者が参加し、平成21年度は、延べ39,249名が参加した。
	下水道普及率 (掲載ページ:P.5) 下水道普及率は、下水道を利用できる地域の人口を、行政人口で除した値で表される。下水道普及率(%) = 处理区内人口 / 総人口 × 100
	光化学オキシダント (掲載ページ:P.9) 太陽光線(紫外線)によって複雑な光学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体で、その影響は眼や気道の粘膜刺激などの健康被害や、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。
	黄砂現象 (掲載ページ:P.9) 東アジアの砂漠域(ゴビ砂漠、タクラマカン砂漠など)や黄土地帯から強風により大気中に舞い上がった黄砂粒子が浮遊しつつ降下する現象。我が国では、春に観測されることが多い。
	国際自然保護連合 (IUCN) (掲載ページ:P.9) 国家、政府機関、非政府機関等で構成された国際的な自然保護機関。地球規模で、自然保護及び天然資源保全のための調査研究や啓発活動、計画策定、政策提言などを行うために、1948年に設立された。
	こどもエコクラブ (掲載ページ:P.8) 環境庁(現環境省)が平成7年度から開始した事業で、こどもたちが地域の中で仲間と一緒に地域内や地球規模の環境に関する取組みや活動ができるよう、小・中学生を対象としたクラブ。印西市では、2団体が登録されている。
さ 行	ゴミゼロ運動 (掲載ページ:P.7) 1都10県の統一美化キャンペーンとして毎年開催されている、市民各種団体の自発的な環境美化活動。印西市では毎月実施している「クリーン印西推進運動」の一環でもある運動。
	在来種 (掲載ページ:P.22) 外来生物に対して、もともとその地域に生育・生息していた生物を指す。近年、外来生物の侵入による生育・生息基盤のかく乱が問題化している。
	里山 (掲載ページ:P.9) 人の集落に近く、薪炭用木材や山菜採りなど、人手が加えられることで環境が維持されてきた森林を指す。 印西市内に残る谷津地域は良好な里山環境として注目されている。
	酸性雨 (掲載ページ:P.9) 大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物の影響によるpHの低い雨(雪や霧を含む)。湖沼の酸性化や森林の衰退などの影響が報告されている。
市資源化率 (掲載ページ:P.7)	市資源化率(%) = 市資源回収量 ÷ 一般廃棄物総排出量 × 100 注) 有価物集団回収量は含まない

五音	用語	内 容
さ 行	自然エネルギー (掲載ページ : P.39)	温室効果ガス削減に向けて、電気・石油に代わる太陽熱・風力等を有効利用できるエネルギーのこと。
	自動車 NOx・PM 法 (掲載ページ : P.30)	正式名称は「自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」。当初はディーゼル自動車からの窒素酸化物(NOx)排出を抑制することを目的としていたが、粒子状物質(PM)による健康影響問題を受け、平成 13 年に現在の法律が制定された。 東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県では、PM 排出量が基準に適合しないディーゼル車について都県内の走行を禁止する条例を制定し、平成 15 年 10 月から規制を実施している。
	生物多様性 (掲載ページ : P.9)	多種多様な生き物が互いに関連しあいながら存在している状態を指す。 種の多様性(多くの種が存在する状態)だけでなく、生態系の多様性(森林や河川など様々な環境が存在する状態)や遺伝子の多様性(同じ種の中にも形や色の個性がある状態)といった概念を含むものである。
	生物モニタリング調査 (掲載ページ : P.22)	市民が調査員となり、市や教育機関等と連携・協力しながら、市内全域に生育・生息する生き物を経年的に調査し、地域の自然環境や変化を把握する。調査結果は「身近な生き物マップ」として取りまとめている。 平成 20 年度で終了しており、今後の実施について検討を行っている。
	総資源化率 (掲載ページ : P.7)	総資源化率(%) = (市資源回収量 + 有価物集団回収量) ÷ (一般廃棄物総排出量 + 有価物集団回収量) × 100
た 行	ダイオキシン類 (掲載ページ : P.5)	ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種であり、 ①ポリクロロジベンゾパラジオキシン(PCDDs) ②ポリクロロジベンゾフラン(PCDFs) ③コプラナーポリクロロビフェニル(コプラナーPCB) の3物質群(単一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称)をダイオキシン類と定義している。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。
	地球温暖化対策の推進 に関する法律 (掲載ページ : P.1)	地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすことから、温室効果ガスの排出の抑制等を講ずることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に平成 10 年 10 月 9 日に制定された法律。平成 20 年 6 月、京都議定書の 6% 削減目標の達成を確実にするために必要な諸施策の導入を図ることを目的に改正された。
	低公害車 (掲載ページ : P.31)	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のこと。 八都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市)では、自動車公害対策の一環として「八都県市低公害車指定制度」を実施し、電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車の他、一般的ガソリン車・LPG 車・ディーゼル自動車でも、窒素酸化物などの排出量が少なく低公害な自動車を指定し、率先して公用車に導入するとともに、一般にも広く推奨している。

用語	内 容
た行 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法） (掲載ページ：P.37)	有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とした法律。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (外来生物法) (掲載ページ：P.22)	外来生物（移入種）による生態系等への影響を防止するための法律。2004年6月制定、2005年6月より施行した。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。
毒性当量 (掲載ページ：P.36)	ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの量に換算した量。
な行 二酸化硫黄 (SO ₂) (掲載ページ：P.30)	硫黄と酸素の化合物。石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり、排出ガス中に含まれ、大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に害を及ぼす他、酸性雨の原因物質でもある。
二酸化窒素 (NO ₂) (掲載ページ：P.5)	主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物 (NO _x) の一種。発生源は自動車や工場、事業場などである。
は行 八都県市ディーゼル規制 (掲載ページ：P.30)	首都圏では、依然として二酸化窒素 (NO ₂) や浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準達成率が低く、これら大気汚染物質にディーゼル車の排気ガスが大きく影響しているとされている。東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市の八都県市で行っている規制で、粒子状物質 (PM) を規制対象とし、基準に適合しないディーゼル車（乗用車を除く）は当該地域での運行を禁止する条例を制定し、平成15年10月から実施している。
ビオネスト (掲載ページ：P.20)	いきものの巣、すみかの意味。朽木や刈り取った笹などを、斜面を利用して積み上げ踏み込んだもの。
光害 (掲載ページ：P.34)	良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響のこと。 照明光が明るくて眠れない、夜空が明るくなり天体観測に悪影響を及ぼす、農作物の生育不良などが挙げられる。 平成10年に環境庁（現 環境省）が、不適切な照明による影響を防止し、良好な照明環境の実現を図り、地球温暖化防止等を目的とした「光害対策ガイドライン」を策定している。
浮遊粒子状物質 (SPM) (掲載ページ：P.5)	大気中に浮遊する粒径が10 μm (ミクロン：1 μm は、1 mm の1,000分の1) 以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、産業活動に係るものだけでなく、自動車の走行に伴って発生するもの、風による土壤粒子の舞上がりなどの自然現象によるものがある。
防災調整池 (掲載ページ：P.24)	雨水を一時的に貯めて水路への放流量を調節し、洪水の被害の発生を防止することを目的とする。また、基盤整備工事が完了するまでの工事期間中は、水路への泥土の流出を防止する役割もある。

用語	内 容
ま 行 の 基 本 計 画 (掲載ページ : P.4)	「都市緑地法」に基づき、地域の状況に応じ特色を生かした都市の総合的な緑に関する事項を定めた計画。
や 行 の 有 価 物 集 団 回 収 事 業 (掲載ページ : P.40)	印西市では、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、平成4年1月から有価物集団回収奨励金制度を設け、市民ぐるみの運動を推進している。 この制度は、市民の環境浄化に対する意識を高め、生活環境の保全を目的とした、PTA・こども会・高齢者クラブなどの市民団体による廃品回収である。 また、有価物（紙類、布類、ビン類、アルミ、鉄類など）回収を行った場合、その有価物の回収量に応じて奨励金を交付するものである。
遊 休 農 地 (掲載ページ : P.21)	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
湧 水 (掲載ページ : P.24)	地下水が台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出しているもの。
要 請 限 度 (掲載ページ : P.5)	自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、法律により公安委員会などに措置を要請等することができる数値。 市町村長は指定地域内で測定を行った結果、自動車騒音又は振動が総理府令で定めた要請限度を超える場合、道路周辺の生活環境が著しく損なわれる場合、公安委員会に対し、「道路交通法」による措置を取るべきことを要請する。 騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し、防止に資する事項に関する意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置を取るべきことを要請できるとされている。
ら 行 の リ サイ クル 情 報 広 場 (掲載ページ : P.40)	家庭で使われずに眠っている不用品を欲しい人に譲って活用してもらうため、情報提供の場として市が開設している掲示板。 「ゆずります情報」と「探しています情報」を市役所1階ロビーや市ホームページ及び広報紙（毎月15日号）に掲載している。
レ ッド リ ス ト レ ッ ド デ ー タ ブ ック (掲載ページ : P.9)	絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）また、それらの野生生物について記載したデータブック（レッドデータブック） 我が国では、環境省や地方自治体、学術団体等が独自のレッドリストやレッドデータブックを作成している。
B BOD (ビーオーディー) (掲載ページ : P.5)	生物化学的酸素要求量のことでの水の汚染物質（有機物）が微生物により酸化分解される際に必要な酸素量で示す。河川などの汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
C COD (シーオーディー) (掲載ページ : P.9)	化学的酸素要求量のことでの水の汚染物質（有機物）が過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化される際に必要な酸素量で示す。主に湖沼の汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
D dB (デシベル) (掲載ページ : P.5)	騒音レベルや振動レベルを表す単位で、音や振動の波の振幅の大きさをレベルで表したもの。
L Leq (エルイーキュー) (掲載ページ : P.34)	時間帯補正等価騒音レベルのこと。時間とともに変動する騒音（非定常音）について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。

用語	内 容
N NPO（エヌピーオー） (掲載ページ : P.16)	非営利団体、民間公共団体、非営利組織と訳されるがNGOとの明確な区分や定義はない。政府や営利企業では十分に対応できない環境や福祉などの問題について、市民が自主的に行う非営利活動団体をいう。平成10 年に「特定非営利活動促進法（通称NPO法）」が制定された。
P ppm（ピーピーエム） (掲載ページ : P.5)	百万分率(100万分の1=parts per million)の略。例えば、空気 1 m ³ 中に 1 cm ³ のある気体物質が含まれている場合、この気体含有率を 1 ppm という。
T TEQ (ティーイーキュー) (掲載ページ : P6)	毒性当量のこと。ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す。

印西市環境白書 2010（平成 22 年度版）

2010 年 10 月発行

発行：印西市

編集：環境経済部 環境保全課

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL 0476(42)5111

<http://www.city.inzai.chiba.jp>